

# 鳥取県公報

## 目次

### ◇選挙管理委員会告示

第四回鳥取県選挙管理委員会の招集  
 政治団体解散の際の收支報告書の要旨  
 当選証書附与者の住所氏名  
 選挙権を有するものの総数の三分の一の数の  
 改正

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和二十七年八月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

一、日時 昭和二十七年九月三日 午後三時

二、場所 鳥取県庁

### 三、議題

- 1 衆議院議員総選挙の管理執行について
- 2 鳥取県教育委員会委員選挙の管理執行について
- 3 公明選挙について

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた次の  
 団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報  
 告書の要旨は次の通りである。

昭和二十七年八月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

政党、協会その他の団体の收支に関する

報告書要旨

- 一、種類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書
- 二、期間 自昭和二十七年五月一日  
至昭和二十七年八月十五日
- 三、報告書の要旨

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

政党、協会その他の団体名	救国青年連盟鳥取県本部	寄附及び収入又は額の総額	1	一件千円以上の寄附の総額	1	一件五百円以上の寄附の総額	1	支出の総額	1	一件千円以上の支出の総額	1	一件五百円以上の支出の総額	1	報告書	昭和二十七年八月二十五日
--------------	-------------	--------------	---	--------------	---	---------------	---	-------	---	--------------	---	---------------	---	-----	--------------

四、主要な寄附者及び支出

- (一) 寄附者 (該当者なし)
- (二) 支出

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和二十七年八月十三日執行の鳥取県東部海区漁業調整委員会委員選挙における当選者にして漁業法第九十四条において準用する公職選挙法第一百五條の規定により当選証書を附与した者の住所及び氏名は次の通りである。

昭和二十七年八月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

東部海区漁業調整委員会委員当選者

住所	氏名	付与月日
東伯郡赤碕町大字赤碕一、六番地	秋田 政藏	八月十九日
東伯郡泊村大字泊一、五二一番地	北端 信一	"
岩美郡田後村五〇三番地	山根 常藏	"
気高郡浜村町大字八束水一、五九五番地	坂本長次郎	八月三十日

岩美郡網代村一〇六番地 板倉 条三 八月十九日  
 気高郡末恒村大字内海五七六番地 三橋 恒治 八月三十日  
 鳥取市賀露町一、三三三番地 網田 亀七 八月十九日

西部海区漁業調整委員会委員当選者

住所	氏名	付与月日
西伯郡余子村大字福定一、七三番地	佐近 正晴	八月二十三日
西伯郡大篠津村一、二四九番地	安田 恒正	"
米子市安倍九〇七番地	永本 貴	"
西伯郡逢坂村大字塩津七〇〇番地	柏尾 竹雄	"
米子市祇園町一丁目一六番地	島田亀太郎	"
西伯郡崎津村大字大崎一、一六四番ノ二地	武好	"
米子市兩三柳二、二五五番地	倉立 俊明	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和二十七年一月十六日付鳥取県選挙管理委員会告示第

三号の漁業法第九十九條第二項の規定による選挙権を有するものの総数の三分の一の数を次の通り改める。

昭和二十七年八月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

東部海区において選挙権を有するものの総数の三分の一の数  
 西部海区 " " 二、八〇五  
 九七八

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印刷所 鳥取県鳥取市東町

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

# 鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。  
 本県においては県民の皆様の日常生活に  
 関係ある重要な条例、規則、規程等をこの  
 公報に登載して公布しております。  
 国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み  
 ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日  
 講讀料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円  
 申込先 鳥取県総務部総務課